



【 掲載記事 】

- p2 話題 …… 公共建築月間シンポジウムが開催されました。
- p3 施設整備紹介 …… 新潟美咲合同庁舎 1号館の施設整備について
- p5 保全情報 …… 「庁舎緊急点検マニュアル」について
- p7 Q & A …… 「吹付けアスベスト等の飛散防止対策」について質問します。
- p8 情報ヘッドライン …… 平成17年度北陸地方整備局営繕フォーラムの開催についてほか



新潟美咲（みさき）合同庁舎 1号館

所在地 : 新潟県新潟市美咲町 1 - 1 - 1
 敷地面積 : 55,000㎡ (全体)
 入居官署 : 国土交通省北陸地方整備局
 法務省新潟地方務局バックアップセンター
 構造規模 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (免震構造)
 地上 8 階建て
 庁舎延べ床面積 15,494㎡
 工 期 : 平成15年3月 ~ 平成17年9月

国土交通省北陸地方整備局営繕部

国土交通省北陸地方整備局金沢営繕事務所



公共建築月間シンポジウムが開催されました。

昨年11月23日（勤労感謝の日）、平成17年度公共建築月間シンポジウム「地球にやさしい公共建築をめざして - 北陸の風土と建築と地球環境 - 」が開催されました。

シンポジウムでは、まず長谷川逸子氏（建築家／長谷川逸子・建築計画工房（株）主宰）の基調講演「環境としての建築」が行われました。長谷川氏は、これまでに手がけられた公共建築の中から、藤沢市湘南台文化センター、大島町絵本館、山梨フルーツミュージアム、袋井市月見の里学遊館、及び新潟市民芸術文化会館等のスライドを用いながら、植物、水、太陽など自然へのこだわりや、環境・建築に関する考えについて、苦労話などを交えつつ、講演されました。

引き続き行われたパネルディスカッションでは、はじめにコーディネーターの赤林伸一氏（新潟大学大学院教授）からエネルギー消費量やCO2排出量などから見た温暖化の現状について紹介があり、各パネラーからは、増田正一北陸地方整備局営繕調査官の「温暖化に対する国土交通省の取り組み」、岩村和夫氏（武蔵工業大学教授、（株）岩村アトリエ代表取締役）の「いえ・集落・まち・都市・地域への環境共生デザインの試み」、伊藤文吉氏（（財）北方文化博物館理事長・館長）の「日本本来の伝統的な“間”を考える」、長谷川逸子氏の「持続可能な公共建築を造るには市民参加が不可欠である」、などハード、ソフト両面にわたる環境・建築に関する事例紹介や意見がありました。

短い時間ではありましたが、出席者の方々からは貴重なご意見を頂きました。また、休日にもかかわらず、約80名の方に参加頂きました。あらためて感謝を申し上げます。



長谷川逸子氏の基調講演



パネルディスカッション



会場ホールでのパネル展示
(公共建築の環境対策に関する取り組み)



新潟美咲合同庁舎1号館の施設整備について



新潟美咲合同庁舎周辺航空写真

平成17年9月に完成しておりました新潟美咲合同庁舎1号館への、北陸地方整備局と新潟地方法務局バウアップセンターの移転が終了し、平成18年1月4日より、新庁舎における業務が始まりました。

【全体計画】

敷地は、信濃川沿いの新潟県庁・新光町業務地区に隣接した所にあります。ここに、「新潟市内に散在し老朽・狭隘化が進んだ国の28官署と1機関を集約・合同化する施設整備を行い、新潟市における新たな広域的行政拠点・防災拠点の形成に資する」、こととなっています。

庁舎は5棟の建設を予定しています。北陸の厳しい冬の気候に対処するため、「エコ・コリドール」と名付けた南北方向に形成される直線状の主通路による連結を検討しており、

写真内奥：日本海

写真内河川：横方向は信濃川（右至新潟港、左至長岡）

縦方向は関屋分水路

写真内右側の大きな建物：新潟県庁

写真内中央下方の建物：新潟美咲合同庁舎1号館



新潟美咲合同庁舎 全体計画図

実現すれば、この屋内通路が合同庁舎共用のエントランスホールとなり、一体的な建築群となります。

【地域の安心・安全を守る強い庁舎】

この庁舎には、「災害対策基本法」に基づく指定機関である北陸地方整備局が入居し、震災などの大規模災害時に重要な防災拠点となるため、施設は、耐震性能、災害対策活動の維持・継続性能に十分配慮したものとなっています。建物は免震構造とし、高い自立性を備えた防災設備を採用しています。また、災害関係情報を収集・整理し、災害時の支援等について検討・指示を一元的に行うため、十分な広さと各種情報設備を備えた災害対策室を設けています。

【人に優しく、誰にでも使いやすい庁舎】

事務室は、将来の変化に対応し自由なオフィスレイアウトのできる無柱のオフィス空間を確保しています。また、自然採光・自然換気などによるオフィス環境の向上に配慮し、中央に吹き抜けの光庭を設けています。

さらに、ユニバーサルデザインの考えを取り入れるため、障害を持たれている方等との

意見交換会を実施し、使いやすさに配慮した誘導設備や多機能トイレ等を設置しました。

【地球環境に配慮した庁舎】

環境負荷低減への取り組みとして、太陽光発電装置や雨水再利用設備を採用するなど、省エネルギー・省資源化を図ると共に、雨水の地中還元に寄与する透水性舗装の採用や、都市にうるおいを与えるだけでなく、ヒートアイランド化抑制にもなる駐車場内の緑化などを行っています。

【地域に親しまれる庁舎】

地域の街並み形成に大きく寄与する合同庁舎群の第一期として、新潟特有の寒冷な冬の気候に配慮し、外壁は暖かみのある色のタイル張りとし、市民の皆さんに親しまれやすい外観としています。

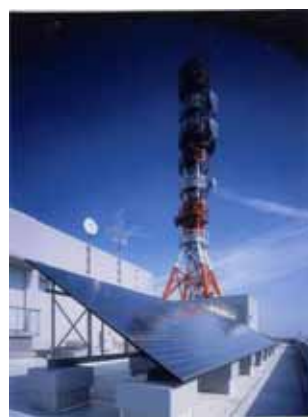
ランドマークとなる地上8.2mの防災無線用屋上鉄塔が、北陸地域の安心と安全を守るシンボルとなることを願っています。



エントランスホール



災害対策室



防災無線鉄塔（地上8.2m）
手前は太陽光発電装置



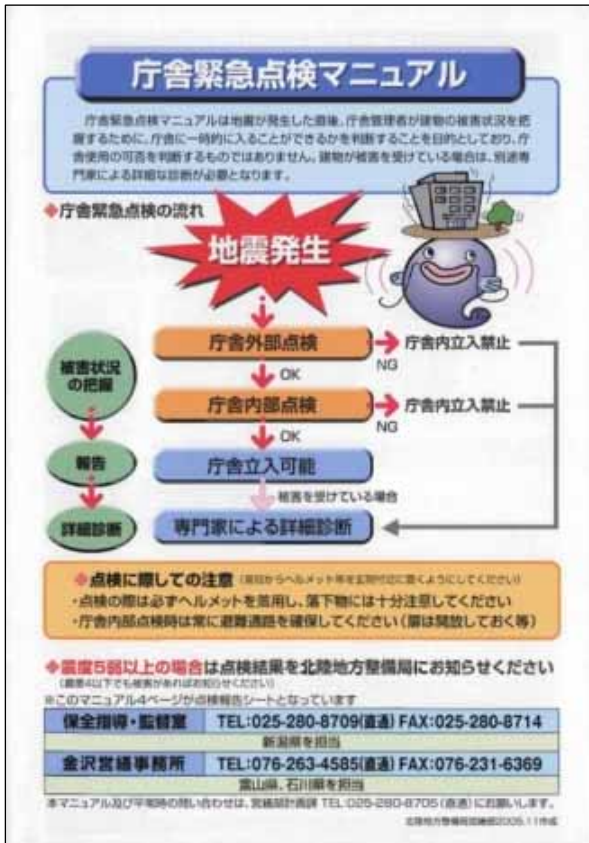
多機能トイレ（各階に設置）



免震装置（積層ゴム支承）



「庁舎緊急点検マニュアル」について



庁舎緊急点検マニュアル表紙

「立入可能」：庁舎に一時的に立ち入ることができます。

「立入注意」：庁舎への立ち入りを制限し、庁舎内に入るときは余震等に十分注意してください。

「立入禁止」：庁舎の倒壊の恐れがあり大変危険ですので、庁舎立入を禁止してください。

点検の判定の意味

1. 庁舎外部点検

- 庁舎に傾斜や沈下はないか
- 庁舎の倒壊による危険はないか
- 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険はないか

2. 庁舎内部点検

- 庁舎内の床の傾斜はないか
- 廊下や階段に変形・損傷はないか

庁舎外部点検、庁舎内部点検の項目

【はじめに】

北陸地方整備局営繕部では、大規模な地震が発生した直後、専門家による診断に先立ち、施設管理者が建物の被害状況を把握するための「庁舎緊急点検マニュアル」を作成し、昨年末に各官署に配布しました。

今回は「庁舎緊急点検マニュアル」の使用方法について解説します。

【「庁舎緊急点検マニュアル」作成の目的】

大規模地震発生直後、各施設の施設管理者は建物の被害状況を速やかに把握し、上部機関等の関係機関と連絡を取りながら必要な措置をとらなければなりません。しかしながら、地震直後、建築や設備の専門家がすぐに庁舎に駆け付けて建物の診断をすることが困難である場合があります。そこで、地震直後に施設管理者が、自ら建物の被害状況を把握し、庁舎に立ち入ることができるか否かを判断するためのチェックリストとして「庁舎緊急点検マニュアル(以下、点検マニュアルといひます。)」を作成しました。

この点検の結果、「立入禁止」、「立入注意」の判定が1つでもあった場合は、庁舎への立ち入りを禁止または制限し、別途専門家による詳細な診断を受けるまで、庁舎の使用を制限する必要があります。点検の判定の意味は左記のとおりです。

【マニュアルの構成】

点検マニュアルは、左記のように、建物の構造体を点検する「庁舎外部点検」と「庁舎内部点検」により構成されています。

点検マニュアルでは、実際どれくらいの被害があると危険なのかを写真を参考に見て判定できるようになっています。

また、これらの点検の補足資料として、「庁舎外部点検における注意事項」と「庁舎内部点検における注意事項」があり、仕上材や設備類についても被害の有無を確認できるようになっています。

なお、点検マニュアルには、ひび割れの幅を測るクラックスケールと定規も印刷してありますので、ひび割れの幅や長さの測定等に利用できます。

【地震直後の北陸地方整備局への連絡】

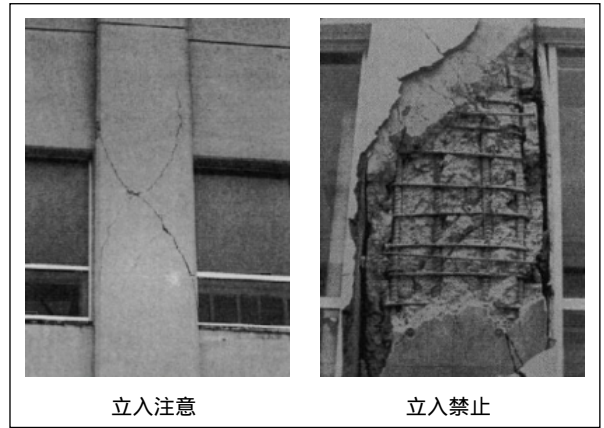
庁舎が所在する市町村で、震度5弱以上の地震があった場合は、被害の有無にかかわらず、上部機関等を通じて北陸地方整備局にFAXか電話でお知らせください。FAXの場合は点検報告シートに記入したものを送っていただければ結構です。あらかじめ、誰がどこに連絡するかを、各官署で決めておけば、漏れなく、慌てることなく連絡できます。

北陸地方整備局では管内（新潟県、富山県、石川県）で震度4以上の地震が発生した場合、職員が参集することになっています。震度が5弱以上でない場合でも、庁舎に被害があれば連絡をお願いします。

地震が大きかった場合、庁舎緊急点検の結果、すべて「立入可能」となった場合でも、通常業務を行う際には、専門家による再診断を受けることをお勧めします。

【おわりに】

この点検マニュアルは防災訓練時にも活用していただき、実際の大地震時にスムーズに点検・報告ができるようにしておいてください。地震直後に点検する際は、落下物や余震対策のため、ヘルメットの着用が必要です。



点検マニュアル中の写真の例
実際どれくらいの被害があると危険なのかを
写真を参考に見て判定できます。

点検報告シート

普段から庁舎の入口や通用口付近に点検マニュアルとヘルメットを備え、地震時にすぐ使えるようにしておいてください。

点検マニュアルは北陸地方整備局営繕部計画課で作成しています。防災訓練等で使用して、残部がなくなりましたら、追加で送らせていただきます。お気軽にご連絡ください。



Q & A: 「吹付けアスベスト等の飛散防止対策」について質問します。



Q 1 . 石綿にはどのような種類がありますか。

A 1 . 石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びトレモライトがあります。

「石綿等」については、「石綿障害予防規則」の第2第1項第1号に規定されており、「すべての種類の石綿及びそれらをその重量の1%を超えて含有するもの」と定義されています。

Q 2 . 石綿含有の分析方法と粉じん飛散濃度の測定方法にはどのような方法がありますか。

A 2 . 分析及び測定方法には次のものがあります。

【石綿の含有に係る分析方法】

分析方法としては、位相差顕微鏡法を使用した分散染色分析法、電子顕微鏡法、X線回折法があり、厚生労働省により、次の方法が定められています。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」

（平成17年6月基安化発

第0622001号）

【アスベスト粉じんの飛散濃度の測定方法】

アスベスト粉じん濃度の測定方法としては、次のような方法があります。

「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」

（平成元年環境庁告示第93号）

分析機関等については、次のホームページをご参照ください。

社団法人 日本作業環境測定協会

<http://www.jawe.or.jp/>

Q 3 . 石綿の除去等及び建築物の解体時に施設管理者として講ずべき対策を教えてください。

A 3 . 要点を挙げますと次のようになります。

事前調査が必要になります。事前調査では、労働者の健康障害を防止するため当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

（石綿障害予防規則第3条）

発注者は、解体等の作業を行う請負人に対し、当該工事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。

（石綿障害予防規則第8条）

関連する法律に基づき、各種届出等が必要になります。

石綿の除去等及び解体等の作業では、立入禁止区域等の設置が必要となり、庁舎使用に制限が発生する場合があります。

なお、厚生労働省、環境省、国土交通省等の下記ホームページに、石綿に関する情報が掲載されておりますので参考としてください。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/>

[kobetu/roudou/sekimen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html)

環境省 <http://www.env.go.jp/air/asbestos/>

[index.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html)

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/>

[asubesuto/top.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html)

このQ & Aは、皆様からの質問・相談等を元につくっていきたいと考えています。質問・相談等ありましたら、どうぞお気軽に「公共建築相談窓口」までご連絡ください。



情報ヘッドライン

平成17年11月22日(火)「平成17年度北陸地方整備局営繕フォーラム」を開催しました。

営繕フォーラムは、当営繕部で実施した営繕事業を対象として、利用者の視点を踏まえ、企画から保全までの幅広い設計その他の技術に関し、検証・評価を行うことにより、企画力の育成と営繕技術の改善に資すること等を目的として毎年1回開催するものです。

今回は、富山県警察機動隊庁舎と金沢駅西合同庁舎増築棟を対象事業とし、討論テーマを「より一層の顧客満足度の向上に向けて」としました。

従来、フォーラムの参加者は、国土交通省の営繕担当職員としていましたが、国土交通省とは異なる視点からの意見を期待し、「北陸地区官公庁営繕主管課長会議」の構成員である、新潟県及び新潟市に会議開催を案内したところ、新潟県及び新潟市からも出席がありました。

今回の討論の結果を踏まえ、公共建築が国民の公共施設として、より親しみやすく、便利で安全な施設となるよう努めていきたいと考えています。

【フォーラム概要】

- ・対象事業：富山県警察機動隊庁舎、
金沢駅西合同庁舎増築棟
- ・テーマ：「より一層の顧客満足度の向上に向けて」
- ・開催日：平成17年11月22日(火)
- ・会場：郵便貯金会館(メルパルクNIIGATA)
- ・参加者：国土交通本省職員：4人
他地方整備局等職員：8人
新潟県、新潟市：4人
北陸地方整備局
営繕部・河川部職員：34人

平成18年1月4日(水)より北陸地方整備局は新潟美咲合同庁舎1号館にて業務を行っております。それにともない、「公共建築相談窓口」の電話番号等も以下のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひ致します。

公共建築相談窓口

北陸地方整備局 営繕部 計画課

TEL 025-280-8880(代表)

FAX 025-370-6504

e-mail pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

北陸地方整備局 金沢営繕事務所 技術課

TEL 076-263-4585(代表)

FAX 076-231-6369

受付時間 午前9:00~午後5:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

eメール、FAXは24時間受付

平成18年2月発行 通巻6号

ホームページアドレス <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/>

編集：北陸地方整備局営繕部

電話025-280-8880(代表) FAX025-370-6504

金沢営繕事務所

電話076-263-4585(代表) FAX076-231-6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。

北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。